

平成21年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還請求事件

平成●●年(〇〇)第●●号 追加的併合事件

口頭弁論終結の日 平成21年9月4日

判 決

原告 X

被告 国

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、金442万8615円及びこれに対する平成19年1月2月6日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで、同日から2か月を経過するまでの期間は年7.3%、以後の期間は年14.6%の割合による金員を支払え。

2 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成5年に死亡した父を被相続人とする相続に係る相続税を滞納したため、延滞税を納付する義務を負い、船橋税務署長から平成7年に他の相続人の持分とともに不動産の持分の差押えを受けた後、平成16年に実施された同不動産の公売による配当金等から延滞税を徴収されたことに関し、

- ① 主位的請求として、同署長は同不動産を差し押えた後速やかに公売に付さ

なかったのであるから、差し押えた日から1年を経過した日以後は延滞税を課すことができないと解すべきであり、徴収済みの延滞税の金額のうち上記の日以後に発生した分（442万8615円。以下「本件請求金額」という。）は被告が法律上の原因なく取得したものであると主張して、不当利得返還請求権に基づき、本件請求金額及びそれに対する遅延損害金（原告が租税法上相当であると主張するもの。以下同じ。）の支払を求めるとともに、② 予備的請求として、同署長が上記不動産を差し押えた後速やかにその公売手続に入らなかったことが違法であり、本件請求金額相当額等の損害を被ったと主張して、国家賠償法1条に基づき、本件請求金額及び及びそれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

1 国税通則法の定め

- (1) 延滞税の額は、国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限までの期間又は納期限の翌日から2月を経過するまでの期間については、その未納の税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額とする（60条2項）。
- (2) 修正申告書の提出又は更正があった場合において、その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出され、その法定申告期限から1年を経過する日以後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたときは、その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間を控除して、60条2項の規定を適用する（61条1項1号）。
- (3) 税務署長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差し押えをした場合には、その差し押えに係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差し押えがされている期間のうち、当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限

度として、免除することができる（63条5項）。

2 前提事実（争いのない事実及び文中記載の証拠等により認められる事実）

(1) 原告の父であるA（以下「A」という。）は、平成5年1月25日に死亡し、Aの長男であるB（以下「B」という。）及び次男である原告（以下、Bと原告を併せて「本件相続人ら」という。）がAの遺産の相続（以下「本件相続」という。）をした。

本件相続の開始直前において、Aは、別紙財産目録1記載の建物（以下「本件建物」という。）の持分3分の2を有しており、Bは、本件建物の持分3分の1を有していた。また、Aは、同目録2ないし7記載の土地及び建物（以下「H町の不動産」という。）を所有していた。

(2) 本件相続人らは、船橋税務署長に対し、平成5年10月29日、本件相続について、納付すべき税額をそれぞれ1089万4100円とする相続税の申告書を提出した（乙1）。原告は、そのうち4100円を納付したことから、残額である1089万円について、平成5年11月1日を納期限として相続税の納付義務が確定し、その翌日から国税通則法60条の規定による延滞税（以下「本件延滞税」という。）が課されることとなった。

(3) 船橋税務署長は、平成7年4月12日、本件相続人らが納付すべき相続税を徴収するため、本件建物の本件相続人らの各持分について、それぞれ差押えを行い、同月14日、本件建物のAの持分について本件相続人らの法定相続分に従っての代位による移転登記がされた上、差押登記がされた（以下、これを「本件差押処分」という。乙3、4）。

(4) 原告は、平成7年2月21日、Bを相手方として遺産分割調停の申立てを行ったところ、平成8年12月25日、遺産分割審判（以下「本件遺産分割審判」という。）がされ、この審判により、Bが本件建物のAの持分を取得し、原告がH町の不動産を取得することとなった（甲17、乙9）。その後、原告は、平成9年、AのBに対する貸付金債権を原告が相続により取得した

- として、Bに対してその返還を求める民事訴訟を提起したところ、同年10月8日、和解（以下「本件和解」という。）が成立し、Bは原告に対し5000万円を支払うこととなった（乙10）。
- (5) 原告は、平成10年2月6日、船橋税務署長に対し、本件和解の内容を踏まえて納付すべき税額を745万1500円とする相続税の更正の請求をした。これに対し、同署長は、同年12月25日付けで、納付すべき税額を977万2000円とする更正処分をした（乙11、12）。
- (6) 船橋税務署長は、本件建物について、平成13年6月12日、千葉東税務署において1回目の公売を実施し、さらに、同年11月28日、同署において2回目の公売を実施したが、いずれも入札者がなかった（乙15、16、18、19）。
- (7) 船橋税務署長は、平成14年4月ころ、本件建物に係る3回目の公売を実施することとし、同月4日、原告に対し公売の日を同年5月15日として公売通知書を送付したが、同年4月15日、上記公売を中止することとした（乙20、21）。
- (8) 原告の相続税の本税については、平成11年3月及び平成13年から16年までの各3月において、原告の各年分の所得税の還付金からそれぞれ若干額が徴収され、平成16年3月15日の時点において、本税の残額は856万8896円となった（甲2）。
- (9) 船橋税務署長は、平成16年4月27日、本件建物に係る公売の公告を行い、同年5月7日、原告に対し公売通知書を送付した。そして、同署長は、同年5月20日に3回目の公売を実施したところ、入札価額を2781万円とする入札があったので、同月27日、売却決定を行い、同年6月4日に配当を行った。同署長は、この配当により、1400万0550円を原告の滞納国税（本税856万8896円及び延滞税543万1654円）に充当した（乙22ないし27（枝番を含む））。

- (10) 原告は、平成17年分の所得税に係る確定申告書（還付金165万3561円とするもの）を提出したところ（乙29）、船橋税務署長は、上記還付金を本件延滞税に充当した。これにより、同署長が本件延滞税として徴収した金額は708万5215円（以下「本件徴収金額」という。）となった。
- (11) 船橋税務署長は、平成19年8月23日、国税通則法63条5項に基づき、本件延滞税につき免除決定を行い、平成7年4月12日から平成8年12月31日までの期間に対応する部分について122万7900円を免除した。その結果、本件延滞税の未納額は610万4385円となった（甲5、乙31）。
- (12) 原告は、平成19年11月9日、本件訴え（主位的請求に係るもの）を提起した。また、原告は、平成20年3月21日、国家賠償法に基づく請求をすることに言及した準備書面(1)を当裁判所に提出し、被告は、同書面を同月24日に受領した（裁判所に顕著な事実）。

3 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は、① 税務署長が滞納処分において不動産を差し押えた後速やかに公売に付さなかった場合には、その差押えの日から1年を経過した日以後は延滞税を課することができないと解すべきか否か（争点1）、② 船橋税務署長が、本件建物の差押え後、適時に1回目の公売手続に入らず、また、3回目の公売を遅らせたことが、違法な不作為であるといえるか否か（争点2）、③ 原告が主張する国家賠償請求権は時効により消滅しているか否か（争点3）であり、これらの点についての当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 争点1（税務署長が滞納処分において不動産を差し押えた後速やかに公売に付さなかった場合には、その差押えの日から1年を経過した日以後は延滞税を課することができないと解すべきか否か）について

（原告の主張）

ア 国税通則法63条5項において、税務署長が滞納国税を徴収するために

財産の差押えをした場合に年7.3%を超える部分の延滞税を免除することができると規定している趣旨は、回収可能な財産の差押えがされたときは、高率の延滞税を課して納税者が本税を支払うことを間接強制する必要性が減少することを考慮したものである。この考えを推し進めると、国が差押え後相当の期間内に公売をしなかったときは、それ以降の本税未回収の原因は、納税者にはなく、公売をしなかった国にあるといえるのであり、国側の不作為という原因で本税が回収されなかった期間につき、納税者から延滞税を徴収するというのは、延滞税制度における矛盾であり、正義に反し、憲法29条の財産権の保障の規定に反するというべきである。そうすると、上記の相当の期間が経過した後は、延滞税が発生せず、たとえ発生したとしても徴収できないと解すべきである。そして、上記の相当の期間については、東京地方裁判所での民事執行における差押えから入札までの期間を考慮すると、差押えから遅くとも9か月後には公売に付すべきであり、1年以内にはやむを得ない事情でもない限り徴収できるはずであることからすると、差押え後1年と解釈すべきである。

これを本件についてみると、本件延滞税のうち、平成7年4月14日の本件差押処分後1年に相当する平成8年4月13日までの分の金額は、次の①ないし③の合計265万6600円である（百円未満切捨て）から、被告は、本件徴収金額から上記合計金額を控除した442万8615円（本件請求金額）につき、法律上の原因なくして取得したことになる。

- ① 相続税の納期限の翌日である平成5年11月2日から2月（平成6年1月1日まで）の分（年7.3%） 11万9072円
- ② 平成6年1月2日から本件差押処分前日（平成7年4月13日）までの分（年14.6%） 182万3168円
- ③ 本件差押処分の日から1年間の分（年7.3%） 71万4432円

イ 国税通則法61条1項1号において、修正申告等があった場合について

延滞税の課税期間の控除を認めたのは、かなりの期間を過ぎてから修正申告等をした場合、あえて法定申告期限までさかのぼって多額の延滞税を負わせることが實際上酷であること、税務署の事務処理上更正の時期がまちまちであることにより経済上の負担に差異が生ずるのは適当ではないことを考慮したものである。この理は、差押え後かなりの期間を過ぎてから公売により本税が徴収された場合にも当てはまり、差押え時までさかのぼって多額の延滞税を負わせることは實際上酷であり、税務署の事務処理上公売の時期がまちまちであることにより経済上の負担に差異が生ずるのは適当ではないから、同規定を準用又は類推適用し、差押え後1年以上経過して公売により本税が徴収された場合に差押え後1年を経過する日の翌日から公売により本税が徴収された日までは延滞税の計算期間から控除されるべきである。

(被告の主張)

ア 延滞税の納税義務は、国税通則法60条1項所定の要件を充足することによって法律上当然に成立するものであり、成立と同時に特別の手續を要することなく税額が確定するものである。また、国税通則法63条5項が定める差押え後の延滞税の一部免除の制度は、差押え後の滞納税について、期限内に適正に国税を履行した者との権衡を図るという滞納税の立法趣旨を実現するとともに、滞納者に必要以上の負担をさせない点にも配慮したもので、合理的かつ公平な制度である。したがって、これらの規定に従った差押え後の延滞税の徴収は、合理的かつ公平なものであって、憲法29条に違反するものではない。

イ 租税の減免は、法律の規定に基づかないで行うことができないと解すべきところ(憲法30条、84条)、国税通則法61条1項は、修正申告又は更正が遅れた場合に延滞税の金額が過大になり納税者に酷な結果になるのを防止し、納税者又は税務署の事情により修正申告又は更正の時期が異

なることによる納税者間の不公平を緩和することを目的とした規定であって、これを本件差押処分に準用等をするという原告の論法は、根拠のない原告独自の見解である。

- (2) 争点2（船橋税務署長が、本件建物の差押え後、適時に1回目の公売手続に入らず、また、3回目の公売を遅らせたことが、違法な不作為であるといえるか否か）について

(原告の主張)

ア 船橋税務署長は、本件建物を平成7年4月14日に差し押さえた後、正当な理由もなく、漫然と、適時（差押え後9か月経過時まで）に公売手続に入らなかった。また、同署長は、正当な理由なく、漫然と3回目の公売手続を遅らせた。これらは違法な不作為である。

原告には日々高率の延滞税がかかるから、税務署長の公売・換価が遅れば遅れるほど、延滞税が増える。しかも、本件では、差押え時には延滞税の2分の1を限度として減額できるという国税通則法63条5項が適用される事案であったが、公売をしないうちに延滞税が増加した結果、平成8年12月31日には同項も適用されなくなってしまった。そして、原告のこのような財産上の損害は、税務署長がその権限に基づき本件建物を適時に公売し換価しさえすれば、容易に防げた。

船橋税務署長は、Bが長期にわたって自主的納付をしていなかったこと、Bが自ら税務署に出向いたことはなく納税について誠実な意思を有するとは到底認められないこと、他方、原告が当初から公売を希望していたこと、原告が遺産分割で取得したH町の不動産がBの債務のため競売に付され、原告が同不動産を失っていたことなどの事情を知りながら、漫然と換価手続に入らなかった。

したがって、原告の請求は認められてしかるべきである。

- イ 被告は、換価処分 of 時期を規定する法令はなく、その時期は処分庁の合

理的な裁量にゆだねられていると解すべきであると主張する。しかしながら、国税庁長官が定めた「換価事務提要」によれば、その冒頭部分に「差押財産の換価が国税債権を確保する最終的な措置であることにかんがみ、その執行については迅速に行わなければならない」と記載され、迅速性は大原則であるとされているのであるから、迅速性を欠いた場合はその理由の合理性について具体的な事実に基づいて論証すべきである。

また、被告は、公売に踏み切らなかつたり公売を中止した理由として、原告及びBの状況を調査し、Bから分割納付の申出があったことから、本件建物の換価以外の整理方法による整理ができると判断したと主張する。しかしながら、このような抽象的な理由だけで、公売をしなかつたり中止したことの合理性を判断することはできず、主張自体失当である。

(被告の主張)

ア 公売について、国税徴収法は、公告の時期等に関する規定（95条、99条1項1号）を置くが、換価処分 of 時期を規定する法令はなく、税務署長は差押財産を早急に公売すべき法的義務を負っていない。換価処分 of 時期の判断は、不動産所有者の個々の状況を含めて処分庁の合理的な裁量にゆだねられていると解すべきである。公売をしなかつたという不作為が違法となるのは、それが許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に限られるというべきである。

国税徴収法による滞納処分は、租税債権の強制実現手続としてその債権者の自力執行であるのに対し、民事執行法による強制執行は、一般債権者の強制実現手続としてその債権者以外の裁判所又は執行官による執行であって、その手続は同一ではない。また、国税徴収法による換価処分は、租税債権を確保するために実施する最終的な処分であって、滞納者及び換価される財産に係る重大な影響を及ぼすことにかんがみ、これを行うに当たっては、その事前において滞納者の現況、差押財産の状態等の再検討を通

じて、換価以外の整理方法により滞納整理ができる見込みがあるものについては、その方法により完結させるべきであり、強制執行とは異なる側面がある。したがって、差押えから換価までに必要な期間について、強制執行と比較しても意味はない。

イ 本件差押処分がされた平成7年4月当時、原告とBとの間の遺産分割は未了であり、本件建物は原告とBの共有の状態にあったことから、船橋税務署長は、これを高価有利に売却するため、一括換価することとした。

また、平成8年12月に本件遺産分割審判がされて本件建物をBが取得することになり、Bが本件建物を居住用として使用していたことから、本件建物の換価処分はBに対し重大な影響を与えるものであると判断し、その点に配慮することとした。

そして、同署の国税徴収官であるC、D及びEが、Bと面接を行ったところ、Cは、平成9年5月、Bから、分割納付の申出を受け、Dは、平成11年4月、Bから、本件建物を賃貸してその賃貸収入を原資とする分割納付の申出を受けたことから、それぞれ、本件建物の換価処分以外の整理方法により整理できると判断し、公売を実施しなかった。その後、1回目及び2回目の公売が実施されたが、入札者がなく、引き続き3回目の公売を実施しようとしたところ、Eは、平成14年4月、Bから分割納付の申出を受けたことから、本件建物の換価処分以外の滞納整理の促進をすべきであると判断し、公売を中止することとした。その後、本件建物の賃借人から買受けの申出がされ、さらに、船橋駅周辺の再開発による地価の上昇という事情も生じたことから、公売を実施することとし、売却に至った。

以上のとおりであるから、本件建物の公売は適切な時期に実施されたものであって、何ら裁量権の逸脱濫用はない。

- (3) 原告が主張する国家賠償請求権は時効により消滅しているか否か(争点3)
(被告の主張)

仮に原告が主張する国家賠償請求権が成立するとしても、原告は、平成16年5月27日に本件建物の売却決定が行われた時に、損害及び加害者を知ったものといえるところ、本請求まで3年以上経過しているから、時効期間は満了している。そこで、被告は、予備的に、平成20年6月5日の本件口頭弁論期日において、原告に対し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告の主張)

原告が公売が遅れたことは不法行為ではないかと疑問を持ったのは、平成19年8月に船橋税務署に対し公売が遅れた理由を質問したのに対し、その理由は言えない旨の回答があった時からである。したがって、原告が損害及び加害者を知ったのは早くても平成19年8月であるから、時効期間が過ぎていないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1 (税務署長が滞納処分において不動産を差し押えた後速やかに公売に付さなかった場合には、その差押えの日から1年を経過した日以後は延滞税を課することができないと解すべきか否か) について

- (1) 延滞税は、申告書の提出により納税義務を負った納税者が、納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないときなどにおいて、法律上当然に発生し、その額は、未納の税額に年14.6%の割合を乗じて(ただし、納期限までの期間又は納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年7.3%の割合を乗じて)計算する(国税通則法60条1項1号、2項)。

国税を完納しない者に対して延滞税を課する趣旨は、納期限内に国税を完納した者とそうではない者との権衡を図るとともに、納付を間接的に強制することにあると解することができ、延滞税は、国税の納付義務の履行遅滞に対する損害賠償の性質を有するとともに、納付の遅延に対する制裁という性質をも有するものといえることができる。そして、延滞税については、納付を

間接的に強制するという観点から、一般の金利水準よりも高めである年14.6%という課税割合が定められたものと解される。

- (2) 他方、国税通則法63条は、延滞税の免除又は軽減がされる場合について定めているところ、同条5項は、税務署長が滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産の差押えをした場合には、その差押えがされている期間のうち、当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として免除することができる旨を定めている。

同項の趣旨は、差押えがされてそれにより滞納に係る国税の全額を徴収することができる状態にある期間においては、延滞税によってさらに納付を間接的に強制する必要性が減少することから、納税者の負担の軽減を図ることにあると解される。

この点、原告は、国が差押え後相当の期間内に公売をしなかったときは、それ以降の本税未回収の原因は、公売をしなかった国にあり、国側の不作為により本税が回収されなかった期間につき、納税者から延滞税を徴収することは正義に反し、憲法29条の財産権の保障の規定に反するから、差押え後から相当の期間が経過した後は、当然に延滞税が発生せず、又は徴収できないと解すべきであると主張する。

しかしながら、本税が未回収の状態となっているのは、何よりもまず、本税の納税義務を負っている納税者がそれを履行しないことに原因があるのであり、そのことは、差押えの前後においても、また、差押え後一定期間が経過したとしても、何ら変化はないのであるから、納税者が、差押え後における納税義務の不履行による責任から免れるべき理由はない。納税者が差押え後において生ずる上記の責任から免れたいのであれば、差押えを受ける前に当該財産を任意に処分したり、他の財産を用いるなどして、納税義務を果たせば足りるのである。他方、財産がないときや、滞納処分を執行することに

よってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどには、滞納処分の停止やその後における国税の納付義務の消滅など（国税徴収法153条）、相応の手立てが講じられることとなっているのであるから、上記のように解したとしても、納税者に対し不相当な負担を課するものとはいえず、国税通則法63条5項が、差押えがされて滞納に係る国税の全額を徴収することができる状態にある期間についてのみ、かつ、納付を間接強制する必要性が失われた限度においてのみ、延滞税を軽減させることにしたことには、合理性があるといえることができる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- (3) また、延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例について規定する国税通則法61条1項1号は、修正申告書の提出又は更正があった場合において、その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出され、その法定申告期限から1年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたときは、その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間を控除する旨を定める。

同号の趣旨は、かなりの期間の経過後に更正等があった場合に、法定納期限までさかのぼって延滞税の納付義務を負わせることは實際上酷であること及び税務官署の事務分配上更正等の時期が納税者ごとに区々であることにより経済上の負担に差異が生ずるのは適当ではないことから、延滞税につき軽減措置を設けたものであると解される。

この点、原告は、同号の趣旨は、差押え後かなりの期間を過ぎてから公売により本税が徴収された場合にも当てはまるから、その準用又は類推適用により、差押え後1年以上経過して公売により本税が徴収された場合に差押え後1年を経過する日の翌日から公売により本税が徴収された日までは延滞税の計算期間から控除されるべきであると主張する。

しかしながら、同号は、修正申告や増額更正によって正しい納税義務の内容が確定する以前においては、未納の税額についての納税義務の履行に関し、不履行の責任や納付の遅延に対する制裁を課しても実効性を欠くという事情を前提として、上記のような場合に法定納期限までさかのぼって延滞税の納付義務を負わせることは實際上酷であり、更正等の時期により経済上の負担に差異が生ずるのは適当ではないことを考慮して、延滞税の額の計算期間の特例を設けたものと解すべきであるから、納税義務の実現に係る手続である差押えや公売とは、前提とするところを全く異にし、同号の準用等をすべき理由はないといわざるを得ない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 以上によれば、原告の主位的請求（不当利得返還請求）は、理由がないことに帰する。

2 争点2（船橋税務署長が、本件建物の差押え後、適時に1回目の公売手続に入らず、また、3回目の公売を遅らせたことが、違法な不作為であるといえるか否か）について

(1) 前記前提事実（第2の2）、証拠（文中掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成7年4月に税理士の登録を受けた税理士であり、平成5年1月25日の本件相続の開始当時は、Bが設立した不動産業の会社を退職して税理士試験のための勉強をしていた（甲7、14、原告本人）。

イ Aが平成5年1月25日に死亡した後、原告とBとの間で、遺産分割をめぐって紛議が生じた。Bは、本件建物に転居して、家族とともに居住するようになった（甲12、14ないし16、19）。

ウ 原告とBは、平成5年10月29日、本件相続に係る相続税の申告書を提出した。原告は、上記申告と同時に、相続税法39条1項に基づく延納申請書を提出したが、平成6年11月7日、これを取り下げた（甲13、

乙1)。

エ Bは、Aが平成3年ころにH町の不動産に抵当権を設定するなどして金融機関から借り入れた金員約1億1500万円をAから借り受け、これを原資としてマレーシアにおいて不動産を取得していたところ、平成6年ころ、当該不動産を売却し、その代金約1億3000万円をマレーシアで預金として所持していたが、金融機関への返済は行わず、相続税の納付にも充てないでいた。他方、原告は、Aの遺産である預貯金合計約1300万円につき、Bとの間で、原告が金融機関から払戻しを受けた上で原告とB両名の相続税の納税に充てることを約束し、そのことを明らかにする遺産分割協議書等を作成したが、原告は、平成7年ころに上記預貯金の払戻しをした後、相続税の納付には充てなかった(甲7、14、乙45、原告本人)。

オ 平成7年4月14日、本件建物の原告及びBの各共有持分について、本件差押処分に係る登記がされた。

カ 原告は、平成7年にBを相手方として遺産分割調停の申立てをしていたところ、平成8年12月25日、本件遺産分割審判がされた。この審判により、本件建物のAの持分はBが取得し、H町の不動産は原告が取得することとなった。なお、H町の不動産等を担保とした借入金については弁済が滞り、既に宇都宮地方裁判所栃木支部において本件相続人らの各持分につき競売の開始決定がされていたが、上記借入金の実質的な債務者であったBは、審判手続において、遺産分割が終了すれば上記競売の基礎となっている債務を弁済する予定であると述べていた(甲7、17、乙5、9)。

キ 船橋税務署長は、H町の不動産につき、原告の滞納国税を徴収するため、平成9年1月8日付けで、これらのうちの一部の原告の持分につき差押えを行い、宇都宮地方裁判所栃木支部の競売事件において交付要求をした(乙6ないし8)。

ク 原告は、平成9年5月12日、船橋税務署に行き、C徴収官に対し、遺産分割の結果を述べるとともに、Bが、マレーシアにおいて取得した不動産を売却して金員を保有している模様であるのに、H町の不動産に係る債務を弁済しようとしないうちに、本件建物の公売を早急に実施すべきであることなどを述べた（甲7、8の1、乙46）。

ケ Bは、C徴収官の求めに応じて、平成9年5月21日、船橋税務署に出頭し、相続税の滞納分については分割納付をしたい旨の発言をした。C徴収官は、具体的な納付計画を立ててから再度出頭するように指導したが、Bは同徴収官の在職中（同年7月9日まで）には出頭しなかった。他方、原告は、同年6月30日に出頭し、同徴収官に対し、本件建物について早急に公売を実施するように求めた（乙32、46、証人C）。

コ BがH町の不動産に係る債務を弁済しようとしなかったため、原告は、平成9年、AのBに対する貸付金債権を原告が相続により取得したと主張して、Bに対してその返還を求める民事訴訟を提起したところ、同年10月8日、本件和解が成立し、Bは原告に対し5000万円を支払うこととなり、その後同金員が支払われた。もっとも、原告は、同金員を相続税の納付には充てなかった（甲14、乙10、原告本人）。

サ 原告は、平成10年1月6日、船橋税務署に出頭し、F徴収官に対し、遺産分割の結果を述べるとともに、H町の不動産は競売にかかっており、預金は相殺され、何も残らないのに対し、Bはマレーシアの不動産を売却したようであるから、連帯納付義務により、B及び相続財産から徴収して欲しい旨を述べた。また、原告は、同年3月26日、D徴収官に電話し、相続税の滞納分の納付はBに請求して欲しいと述べた。D徴収官は、同年5月14日、Bの自宅に行ったが不在であったので、出署催告書を投函しておいたものの、Bからは連絡がなかった（甲7、乙47、証人D）。

シ 原告は、平成10年2月6日、船橋税務署長に対し、本件和解の内容を

踏まえて納付すべき税額を745万1500円とする相続税の更正の請求をした。これに対し、同署長は、同年12月25日付けで、納付すべき税額を977万2000円とする更正処分をした（乙11、12）。

ス D徴収官は、平成11年2月12日、Bの自宅に電話し、在宅していた妻に対し、Bの会社の現況と相続税の納付計画について話を聞きたいとBに伝言することを依頼した。また、同徴収官は、同月19日、本件建物の敷地を管理する関東財務局千葉財務事務所（以下「財務事務所」という。）から電話連絡を受け、従前の借地契約の期間が昭和60年に満了した後に地代を増額改定した契約の締結を求めたが応じてくれず、地代が未払であるので、今後は法的手段により立退請求を行う予定であること、船橋税務署で公売を行う場合は財務事務所の承諾が必要であることなどの説明を受けた。そこで、同徴収官は、今後の方針について東京国税局徴収部徴収課に相談し、本件建物は公売が不可能な財産であるとは考えられないので評価を実施すること、財務事務所に対して賃貸借契約の解除を待ってもらうよう交渉することの指導を受けた（乙33、47、証人D）。

セ 船橋税務署長はG銀行船橋支店にB名義の普通預金約800万円があることを把握したので、平成11年2月、これを差押えた。そして、同年4月28日、これをBの相続税の滞納分に充当した（乙47）。その結果、Bの相続税本税の滞納額は、約400万円となった（甲21）。

ソ D徴収官は、平成11年3月25日、Bに対し、公売予告通知書を発送した。Bは、同年4月5日及び9日、船橋税務署に出頭し、不動産は休業状態であり収入がないこと、本件建物の一部を賃貸し、その家賃収入を原資として平成11年8月から相続税の滞納分の分割納付をしたいので公売を猶予して欲しい旨の発言をした。これに対し、D徴収官は、Bに対し、同年8月からの分納計画書を提出すること。同年7月中に税務署へ来ることを求めた。そして、財務事務所に対しては、現在のところ換価を猶予す

る方向で処理を見込んでおり、公売の見込みがない旨を説明した。もっとも、Bは、D徴収官の在任中には出頭しなかった（乙34、45、47、証人D）。

タ H町の不動産については、宇都宮地方裁判所栃木支部の競売事件において、売却決定がされ、平成11年12月と平成13年10月に配当期日が設けられたが、原告の滞納国税への配当はなかった（乙14、17、弁論の全趣旨）。

チ 船橋税務署の徴収官は、平成12年12月ころ、本件建物を公売相当事案であると判断し、公売公告及び見積価額公告（見積価額2010万円）のを行った上、平成13年6月12日に千葉東税務署において1回目の公売を実施し、同年11月28日に同署において2回目の公売を実施したが、いずれも入札者がなかった（乙15、16、18、19、38）。

ツ 原告は、船橋税務署長に対し、平成14年1月16日、嘆願書を提出し、H町の不動産に係る残債務があること、個人の資産はなく、借入金があり、医療費の負担もあることなどの事情から、所得税に係る還付金から相続税を徴収しないことを求めた（乙49）。

テ 船橋税務署長は、平成14年4月ころに本件建物に係る3回目の公売を実施することとし、公売公告及び見積価額公告（見積価額1580万円）の経た上、同月4日、原告に対し公売通知書を送付したが、Bに対する公売通知書は転居先不明で返戻となったので、同月5日、換価担当徴収官が現場に臨場して、本件建物の2階の居住者に対しBへの連絡を依頼した。Bは、同月9日及び10日、船橋税務署に出頭し、公売の中止を求めるとともに、相続税の滞納分については、2階部分の賃料の中から月3万円以上の分割納付を続け、空室となっている1階事務室も賃貸して、平成15年中には完納し、仮に完納できなければ離婚した妻の実家に本件建物を買い取ってもらって納税資金を作ることを述べた。その後、副署

長を交えて署内において検討した結果、本件建物の1階事務室の賃貸収入をも原資とする分割納付の申出があること、財産調査を再度実施して現況等を確認する必要があることを理由として、同月15日、上記公売を中止することとされた。これに対し、原告は、公売を中止したことについて苦情を申し立てた（乙20、21、39、48、証人E）。

ト Bは、平成14年5月22日、3万円を納付し、E徴収官に対し、本件建物の1階部分も賃貸できれば分割納付額を増額できるとの話をした。もっとも、Bは、その後、分割納付をすることはなかった（乙48、証人E）。

ナ 原告は、船橋税務署の徴収官に対し、平成15年9月及び平成16年2月、公売の要請を行い、さらに、同年4月、東京国税局納税者支援調整官に対し、公売がされないことについて相談した（甲7、9、乙36、37）。

ニ 船橋税務署の徴収官は、平成16年2月19日、財務事務所の担当者から、本件建物の敷地に関する未収の地代が600万円を超えており立退要求等の法的措置を検討していたところ、本件建物1階部分の賃借人が本件建物の買受けを希望していることが判明したので、公売実施を検討してもらいたい旨の連絡を受けた。そこで、同徴収官は、上記賃借人の意思を確認したところ、船橋駅周辺の再開発事業が開始されていることもあり公売がされるのであれば買い受ける意思があるとの回答を得たので、本件建物の公売を行うための準備をした（乙36）。

ヌ 船橋税務署長は、平成16年4月27日、本件建物に係る公売公告及び見積価額公告（見積価額2780万円）の手続を行い、同年5月7日、原告に対し公売通知書を送付した。そして、同署長は、同月20日に3回目の公売を実施したところ、入札価額を2781万円とする入札があったので、同月27日、売却決定を行い、同年6月4日に配当を行った（乙22ないし26）。

(2) 検討

ア 国税徴収法 89 条 1 項は、差押財産は、同法第 5 章第 3 節の定めるところにより換価しなければならないと定め、同法 94 条 1 項は、税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付されなければならないと定めている。他方、同法 151 条は、税務署長は、財産の換価を直ちにすることにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるときなど、一定の要件が認められる場合は、滞納処分による財産の換価を猶予することができることを定め、同法 152 条は、前条により換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額を適宜分割して納付させることができる旨を定め、同法 153 条は、滞納処分を執行することにより滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどにおいては、滞納処分の執行を停止することができる旨を定めている。以上のとおり、国税徴収法は、滞納処分として財産の差押えが行われた場合の徴収の方法について、当該財産を公売により換価することを納税義務の適正な実現の見地から原則的なものとして示しつつ、換価により滞納者が受ける影響を考慮して、換価を猶予して分割納付をさせたり、滞納処分を停止したりすることができることをも定めているところ、このことに加え、一般に滞納者が所有し居住している不動産について換価を強行するとその者に対して重大な不利益等をもたらす事態が生じ得ることを考慮すれば、税務署長が、そのような不動産の差押えをしたときにおいて、その換価以外の徴収の方法があればそれによって徴収を行うことにより上記のような事態が生ずるのをできるだけ少なくすることが望ましいとの考え方に依拠して、一律に直ちに公売の手續に着手するのではなく、まず滞納者の自主的な納付を促すなどの措置をとり、その実情を踏まえて滞納の解消のために一定の働きかけを行うことは、国税徴収法が許容するところであるというべきである。そして、自主的な納付に期待するか、あるいは公売による換価に踏み切るかという点は、既に述べたところのほか、当該事案においていかなる徴収の方法が国

税収入を確保するために効果的なものであるかという判断にもかかわるものであり、滞納税額の多寡、滞納者の資力、国税の納付状況、対象不動産の状況及び滞納者にとっての重要性、不動産の市況などの事情に応じ、個々具体的な事案によって様々であるといわざるを得ないから、最終的に公売による換価に踏み切る時期についての判断は、これを処分庁の合環的な裁量にゆだねるほかはない。そうすると、税務署長の上記の時期についての判断が違法との評価を受けるのは、それが当該事案の事実関係に照らして許容される限度を超え、社会通念上著しく合理性を欠くと認められる場合に限られるというべきである。

イ これを本件についてみると、前記(1)の認定事実によれば、本件相続の開始後、Bが本件建物に家族とともに居住しており、公売を実施することがその生活に重大な不利益を与える可能性があったこと、本件差押処分がされた平成7年4月当時は遺産分割が終了しておらず、遺産分割が終了し本件建物がBに帰属することが確定したのは平成8年12月であること、Bが平成9年5月に分割納付の申出をしたこと、その後、Bは分割納付をしなかったが、船橋税務署長は、平成11年2月、Bの銀行預金を差し押さえて、同年4月には約800万円を相続税に充当し、Bの相続税本税の滞納額が約400万円となっていたこと、さらに、そのころ、Bから、同年8月からは本件建物の一都の賃貸収入を原資として分割納付をしたいとの申出があったこと、しかし、その後、分割納付がされずにいたことから、船橋税務署の徴収官は、平成12年12月ころ、本件建物につき公売を実施することが相当であるとの判断に至ったことが認められる。これらの事情を勘案すると、船橋税務署長が、上記の時期に至るまでの間において、直ちに本件建物の公売に着手せず、本件建物の公売以外の方法により滞納に係る国税を徴収しようとしていたことは、必ずしも社会通念上著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。

また、前記(1)の認定事実によれば、平成13年に見積価額を2010万円として実施された1回目及び2回目の公売においては、いずれも入札者がなかったこと、そして、平成14年に3回目の公売を従前より低額の見積価額1580万円を実施しようとしたところ、Bが税務署に出頭し、本件建物の賃貸収入の中から月3万円以上の分割締付を行い、平成15年中には完納したいなどと具体的な提案があり、実際にも3万円納付があったことが認められる。これらの事情を勘案すると、船橋税務署長が、敷地利用権につき不安定な事情があり市場性に問題がある本件建物について、見積価額を下げて重ねて公売を実施しても必ずしも売却には至らず、むしろ公売以外の方法により徴収することが適切であると判断し、3回目の公売を中止したとしても、必ずしも社会通念上著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。

もっとも、前記(1)の認定事実によれば、Bは、上記の提案に係る月3万円の分割納付を1回しか行わなかったというのであるが、船橋税務署長は、本件建物の周辺における不動産市況の好転と買受希望者の出現という事情の変化を考慮し、平成16年になって、見積価額を2780万円とする公売を実施し、売却に至ったことが認められるところ、このような売却の実施に関する判断も、必ずしも社会通念上著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。

なお、前記前提事実によれば、本件建物は、本件差押処分時において、原告とBとの共有に係り、原告の持分は3分の1であったところ、一般に、共有不動産の持分のみを公売したとしても、第三者が買受けの申出をすることは極めて少なく、売却が実現したとしても、その額は当該不動産全体の価値に照らすと低額なものにとどまることが通常であるから、持分のみを公売することが当然に最適な判断であるとはいえないことは明らかである。したがって、船橋税務署長が、原告とBの各持分を一括して売却する

ことを前提として公売の当否を検討したことは、合理的であるというべきである。

ウ これに対し、原告は、船橋税務署長においては、原告側の事情、すなわち、原告に対して高率の延滞税がかかるから公売が遅れるほど延滞税が増え、多大な財産上の損害を被ること、そのため、原告は当初から早急に公売をすることを希望していたこと、また、原告が遺産分割で取得したH町の不動産はBの債務のため競売に付され、原告は同不動産を失っていたことを承知しながら、漫然と公売の実施を遅らせていたのであるから、その不作為は違法である旨主張する。

しかしながら、前記(1)の認定事実によれば、原告は、現に納付義務を負っている相続税の納税資金となり得る資産として、Aの遺産である預貯金合計約1300万円と、Bから支払を受けた5000万円とを取得しているながら、これを滞納している相続税の納付に充てなかったこと、また、相続税の延納申請を自ら取り下げたことが認められるところ、これらの事情からすると、原告は、自らの選択により、あえて高率な延滞税が賦課される状態を作り出していたとの評価を受けてもやむを得ない。そうすると、船橋税務署長において原告が主張する上記の事情を考慮しなかったとしても、社会通念上著しく合理性を欠くとまではいえないというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、本件建物に係る公売の実施の時期についての判断に関し船橋税務署長に違法と評価すべき事由があったとはいえないというべきであるから、原告の予備的請求（国家賠償請求）は、理由がないことに帰する。

3 争点3（原告が主張する国家賠償請求権は時効により消滅しているか否か）
について

上記のとおり、原告の国家賠償請求権は認められないが、仮にこれが認められたとしても、前記前提事実（第2の2）及び前記2(1)で認定した事実によれ

ば、原告は、平成16年5月27日に本件建物に係る3回目の公売における売却決定が行われた時に、損害及び加害者を知ったものと認められるところ、原告が上記請求権を行使したと認め得る時点は、原告が本件訴えにおいて国家賠償法に基づく請求をすることに言及した準備書面(1)を被告が受領した平成20年3月24日であり、原告は上記請求権を3年間行使しなかったことになるから、同請求権は、被告がこれを援用する意思表示をしたことに伴い、時効により消滅しているというべきである。

これに対し、原告は、公売が遅れたことが不法行為ではないかと疑問を持ったのは、平成19年8月に船橋税務署に対し公売の遅れた理由を質問したのに対し、その理由は言えない旨の回答があった時からであると主張する。しかしながら、前記2(1)で認定した事実によれば、原告は、公売が直ちに実施されないことに不満を持ち、平成9年5月以降、船橋税務署の徴収官とたびたび面会し、原告の希望を伝えていたというのであるから、上記の売却決定が行われた時点において、差押え後長期間公売を行わなかったという公務員の不作為(原告が違法行為であると主張するところのもの)があったことを確定的に認識したといえることができる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- 4 以上によれば、原告の請求にはいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官	八木一洋
裁判官	谷口 豊
裁判官	高橋信慶